



その他の保育事業等に関するご案内



(1) 延長保育事業

保護者の就労時間や通勤時間等、やむを得ない事情で通常の保育時間を越えた場合に保育する事業です。

・公立保育所（第二保育所、第三保育所）で利用する場合

①随時利用：1時間当たり 150円（利用翌月に納付書でのお支払い） ※世帯状況に応じて免除制度あり
※ひと月の利用が20時間以上の場合は3,000円（月額分）

②月額利用：月額料金 3,000円（利用当月に納付書でのお支払い）

※利用を希望する月の前月の20日までに、子ども家庭課にて申請手続きを行ってください。

・その他施設につきましては直接お問い合わせください。（保育所等施設一覧表にも掲載しております。）

(2) 一時的保育事業（第二保育所でのみ実施）

保護者の就労形態や傷病等により、やむを得ない理由により一時的に保育する事業です。

※利用を希望する場合、子ども家庭課にて申請手続き及び詳細の確認を行ってください。

サービス内容

- ①：非定型的保育サービス事業（就労等）→ 週3日以内
- ②：緊急保育サービス事業（傷病、入院等）→ 月15日以内
- ③：私的理由による保育サービス事業（リフレッシュ等）→ 週1日

対象児童：0歳（5ヶ月以上）から小学校就学前までの子

開所時間：月曜日～金曜日、午前8時30分～午後5時

利用料金：1日利用 1,500円、半日利用：1,000円（利用翌月に納付書でのお支払い）

※施設では、利用希望日がある週の前週の最初の開所日から予約受付を行います。

※施設へ電話予約をとってからのご利用となります。

※利用定員を超えての予約となる場合は、キャンセル待ちでお待ちいただくこともあります。

※利用定員の関係上、登録者が増えた場合は利用希望の予約が取りづらくなることもありますのでご了承下さい。



(3) 病児・病後児保育事業

軽症の病気や病後の子どもを、保護者が就労等の都合により家庭で保育を行うことが困難な場合等に医療機関で一時的に預かり、保護者の子育て支援等を行う事業です。

対象児童：①入院の必要はないが安静の必要がある児童

②保護者のやむを得ない理由で家庭での保育が困難な児童

利用料金：1日利用 1,500円（食事込み） ※世帯状況に応じて免除制度あり（子ども家庭課にて要手続き）

利用方法：①事前にやびく小児科へ電話予約を行う。

※ご利用時に必要なものがございますので、電話予約の際にご確認ください！

②役場にて申請書を記載し、診療情報提供書を受け取る。

（緊急の場合は直接実施機関にて手続き）

③かかりつけ医またはやびく小児科の診察を受診し、許可をもらう。

※初回は、医師の診察後または診療情報提供書の提出後にご利用できます。

【実施期間】やびく産婦人科・小児科「乳幼児デイ・ケア」

(TEL：936-6789)



看護師・保育士が
ケアします。

(4) 地域子育て支援センター（嘉手納町子育て支援センター：ロータリープラザ1階）

子育て中の保護者に対して、安心して楽しく子育てができるよう保護者同士での情報交換や支援センター担当者への育児相談等を行うことができます。子どもも保護者同伴で遊ぶことができますので、お気軽にお越しください。